(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　四十二号
(三) 指定する道路の部分

区間	幅員	延長
和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字川関字中村上八平一三三五番一から同町大字川関字中村上八平一三三七番一まで	七・〇〇～七・〇〇メートル	〇・〇〇七キロメートル
和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字天満字大谷小谷一八九七番一から同町大字市屋字東地四七二番一まで	一一・一五～一〇六・九五メートル	六・〇四九キロメートル

(四) 指定する期日　平成二十七年九月十一日

○近畿地方整備局告示第百五十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年九月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年九月十一日

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四十二号	和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字天満字大谷小谷一八九七番一から同町大字市屋字東地四七二番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ）	近畿地方整備局及び同局紀南河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年九月十三日十七時

○近畿地方整備局告示第百五十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十二条の規定により、本局長において実施中の一般国道の改築工事は次のとおり完了するので、道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第二条第二項の規定により告示する。

平成二十七年九月十一日

路線名	工事区間	工事の種類	工事完了の期日
百六十九号	新宮市熊野川町玉置口字上地地内	改築	平成二十七年九月十三日
〃	奈良県吉野郡十津川村大字竹筒一三五番二から同村大字竹筒二二九番を経て同村大字竹筒六五九番一まで	〃	〃
〃	新宮市熊野川町大字九重字大平から同市熊野川町大字九重字大田和まで	〃	〃

○北海道開発局告示第百五十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二十条第一項の規定による協議が成立したので、同条第六項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年九月十一日から一般の縦覧に供する。

平成二十七年九月十一日

北海道開発局長　本田　幸一

一	道路の種類及び路線名	道路の位置	縦覧場所
〃	高速自動車国道　北海道横断自動車道黒松内釧路線	北海道浦幌郡浦幌町字炭山から同町字炭山まで	北海道開発局及び同局釧路開発建設部
〃	〃	北海道浦幌郡浦幌町字炭山から釧路市音別町四番まで	〃
〃	〃	釧路市音別町四番から同市音別町四番まで	〃
〃	〃	釧路市音別町四番から同市音別町四番まで	〃
〃	〃	釧路市音別町四番から同市音別町四番まで	〃
〃	〃	釧路市音別町四番から北海道白糠郡白糠町茶路まで	〃
〃	〃	北海道白糠郡白糠町茶路から同町縫別まで	〃
〃	〃	北海道浦幌郡浦幌町字炭山から同町字炭山まで	〃
〃	〃	北海道浦幌郡浦幌町字炭山から釧路市音別町四番まで	〃
〃	〃	釧路市音別町四番から同市音別町四番まで	〃
〃	〃	釧路市音別町四番から同市音別町四番まで	〃
〃	〃	釧路市音別町四番から同市音別町四番まで	〃
〃	〃	釧路市音別町四番から北海道白糠郡白糠町茶路まで	〃
〃	〃	北海道白糠郡白糠町茶路から同町縫別まで	〃
〃	〃	北海道浦幌郡浦幌町字炭山から同町字炭山まで	〃
〃	〃	北海道浦幌郡浦幌町字炭山から釧路市音別町四番まで	〃
〃	〃	釧路市音別町四番から北海道白糠郡白糠町茶路まで	〃
〃	〃	北海道白糠郡白糠町茶路から同町縫別まで	〃
二	他の工作物の管理者の氏名及び住所	氏名　株式会社ＮＴＴドコモ北海道支社　ネットワーク部長　朝倉　弘光 住所　札幌市北区北一条西十四丁目六番地	
三	他の工作物の管理者が行う道路の管理の内容	「道路管理用光ファイバ等兼用工作物管理協定」及び「道路管理用光ファイバ等兼用工作物保守細則」に記載	
四	管理の期間	平成二十七年三月十日から本協定の存続する日まで	

○北海道開発局告示第百五十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二十条第一項の規定による協議が成立したので、同条第六項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年九月十一日から一般の縦覧に供する。

平成二十七年九月十一日

北海道開発局長　本田　幸一

一	道路の種類及び路線名	道路の位置	縦覧場所
〃	高速自動車国道　北海道横断自動車道黒松内釧路線	北海道浦幌郡浦幌町字炭山から同町字炭山まで	北海道開発局及び同局釧路開発建設部
二	他の工作物の管理者の氏名及び住所	氏名　ＫＤＤＩ株式会社建設本部長　住吉　浩次 住所　東京都渋谷区代々木三丁目二十二番七号	
三	他の工作物の管理者が行う道路の管理の内容	「道路管理用光ファイバ等兼用工作物管理協定」及び「道路管理用光ファイバ等兼用工作物保守細則」に記載	
四	管理の期間	平成二十七年三月十日から本協定の存続する日まで	

○北海道開発局告示第百五十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二十条第一項の規定による協議が成立したので、同条第六項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年九月十一日から一般の縦覧に供する。

平成二十七年九月十一日

北海道開発局長　本田　幸一

一	道路の種類及び路線名	道路の位置	縦覧場所
〃	高速自動車国道　北海道横断自動車道黒松内釧路線	北海道浦幌郡浦幌町字栄穂から同町字炭山まで	北海道開発局及び同局釧路開発建設部
〃	〃	北海道浦幌郡浦幌町字炭山から同町字炭山まで	〃
〃	〃	北海道浦幌郡浦幌町字炭山から釧路市音別町四番まで	〃